

# 総務教育常任委員会資料

(平成26年3月18日)

(資料)

いずれもパブリックコメント実施時のもの

- 1 鳥取県地域防災計画修正案の概要
- 2 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の概要（平成25年度修正案）について
- 3 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の概要（平成25年度修正案）について

## 鳥取県地域防災計画修正案の概要

東日本大震災の教訓等を踏まえた災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正、本県における近年の災害対応の教訓等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正検討を進めています。

### 1 背景

平成 25 年 3 月に開催した鳥取県防災会議において、津波災害対策編の新設独立や原子力災害対策編の全面改定など、平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓等を踏まえた鳥取県地域防災計画の修正を行った。

国においては東日本大震災を踏まえた災害対策法制の見直しを継続して行っており、昨年度に引き続き昨年 6 月に災害対策基本法が改正され、本年 1 月には中央防災会議において防災基本計画の修正が行われた。

また、昨年 7 月から 9 月にかけては全国各地で特別警報級の局地的な集中豪雨が多数発生するなど、全国的に多くの被害が発生し、本県においても 7 月から 8 月にかけて局地的な集中豪雨が発生した。本県では、この災害対応について検証し、「平成 25 年 7 月から 8 月にかけて発生した局地的な集中豪雨に係る対応の検証結果について」として対策のポイントを取りまとめた。(気象業務法の改正により 8 月から「特別警報」が運用されている。)

原子力災害については、原子力災害対策指針が継続的に改定されている状況(平成 25 年 6 月、9 月)にあり、島根原子力発電所の事故に係る避難計画の整備等を進める。

### 2 鳥取県地域防災計画修正の検討概要

次の事項を鳥取県地域防災計画に反映、追加する。

#### (1) 災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正内容の反映

ア 避難行動要支援者名簿の作成等の避難行動要支援者対策が法的に位置付けられたこと

##### ①名簿の作成

- ・市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定め、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新すること。

##### ②支援実施体制の整備

- ・市町村は、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ること。

【災害予防編 第 5 部 避難対策計画】

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所が法律上区別され、市町村長がそれぞれ指定することとなったこと

##### ①各々の指定と周知

- ・市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等から、その管理者の同意を得た上で、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図ること。

【災害予防編 第5部 避難対策計画】

ウ 罹災証明書の発行が法的に位置付けられたこと

①実施体制の整備

- ・災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村は住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めること。

②担当者研修会等の実施

- ・県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の実施等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図ること。

【災害予防編 第11部 住宅対策計画】

エ 被災者台帳の作成が法的に位置付けられたこと

①台帳作成と情報提供

- ・市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努め、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供すること。

【災害応急対策編 第14部 被災者支援計画】

オ 新たに地区の住民等が地区防災計画を市町村防災会議に提案できることとなったこと

①住民等の防災活動に関する計画の作成等

- ・住民及び事業者は、地区の防災力の向上を図るために共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、市町村と連携した地区の防災活動に取り組むことを記載する。

【災害予防編 第1部 総則】

カ 他都道府県における広域一時滞在が必要となった場合の関西広域連合等への調整依頼

①県の調整

- ・県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合等に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができること。

②市町村の県への依頼

- ・被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができること。

【災害応急対策編 第5部 避難対策計画】

キ 避難勧告の類型の一つとして屋内での待避等の安全確保措置が法律上設けられたこと

【災害予防編 第5部 避難対策計画】

ク 市町村からの求めに応じて、避難勧告等の対象地域や判断時期等の助言を行うこと

- ・ 県、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合のみならず適宜適切に避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期について助言すること。

【災害応急対策編 第5部 避難対策計画】

- ケ 災害救助法の所管が厚生労働省から内閣府へ移管されたことに伴う連絡先等の変更

【災害応急対策編 第1部 総則】

## (2) 原子力災害対策指針の改定等に伴う修正

別紙参照

## (3) 特別警報の運用に伴う県の配備体制や市町村への情報伝達

- ア 特別警報が運用されたこと

- ① 特別警報発表時の県の配備体制を見直し、特別警報発表時には非常体制(1)とすること

【災害応急対策編 第2部 組織体制計画】

- イ 従来の警報及び注意報に加え、特別警報発表時の情報伝達

【災害応急対策編 第3部 情報通信広報計画】

## (4) 近年の災害対応を踏まえた災害対応の強化に伴う修正

- ア 平成25年7月から8月にかけて発生した局地的な集中豪雨に係る対応の検証

- ① 分析、立案を専任する職員の配置

- ・ 市町村は、迅速、的確な災害対応を確保するため、降雨状況、土砂災害危険度等の災害情報の分析や状況に即した最適な対応方針案を検討立案する専任の職員を配置するよう努めること。

【災害予防編 第2部 組織体制計画】

- ② 実効的な避難勧告発令基準の策定

- ・ 市町村は、避難勧告等の発令基準の策定に当たっては、土砂災害警戒情報、降雨量や河川の水位などの具体的かつ客観的な数値基準を用い、対象地域を細分化して、危険度が高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準を策定すること。

【災害予防編 第5部 避難対策計画】

- ③ 情報伝達の確実化

- ・ 県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うこと。

【災害応急対策計画 第5部 避難対策計画】

- イ 県、市町村及び防災関係機関の情報共有を図り、災害対策等の円滑な実施に資するため「鳥取県災害情報システム」を新規運用すること

【災害予防編 第2部 組織体制計画】

- ウ ヘリコプターの活用体制

- ・ ヘリコプターを保有する防災関係機関は、大規模災害等発生時には、県災害対策本部に設置される「ヘリコプター運用調整班」に関係職員を派遣し、効率的な防災活動を支援すること。

【災害予防編 第7部 交通・輸送計画】

エ 水防法改正

①河川管理者の水防活動への協力

- ・河川管理者（国又は県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力すること。

②高齢者等利用施設等の避難措置計画の作成等

- ・浸水想定区域内の高齢者等利用施設、大規模工場等は、施設利用者等の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等を行うこと。

【風水害対策編 第1部 災害予防計画】

オ 災害対応のための新たな協定の締結

- ・避難所における特設公衆電話の設置、被災者支援のための士業団体との協定締結など

【災害応急対策編 第14部 被災者支援計画】

保存版

各家庭、事業所等に備えてください

P3



原子力  
災害とは?

P6



避難の  
方法とは?

P9



緊急時の  
医療体制は?

P11



普段からの  
知識・備えは?

鳥取県

# 原子力 防災

日頃の  
備えが大事!!

## パンフレット

もしもの時は  
どうすれば  
いいの?

原子力災害が起きたら  
どうすればいいの?

避難する時は  
どうすれば  
いいのかな?

普段からの  
備えは?

必要な  
取組みって  
なんだろう?



平成26年3月  
発行 / 鳥取県

# 鳥取県の 原子力防災への取組

## 地域防災計画(原子力災害対策編)と広域住民避難計画

鳥取県は、島根原子力発電所の事故に備えて、様々な防災対策を進めています。

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力施設から概ね半径30kmの地域をUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)とすることが定められ、境港市全域と米子市の一部地域がUPZに含まれました。

平成25年3月に、県・市では「**地域防災計画(原子力災害対策編)**」の全面修正にあわせ、災害時の住民避難要領をまとめた「**広域住民避難計画**」を策定しました。

これらの計画に基づき、放射線を測定する機器や防護用の資機材を整備しています。また、原子力防災訓練を行い、防災技術の習熟とこれらの計画の実効性を確保していきます。

### PAZ(予防的防護措置を準備する区域):概ね5km

直ちに避難を実施するなど予防的防護措置(避難等)を準備する区域。(※島根県松江市の一部)

### UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):概ね30km

環境モニタリング等の結果に基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

### ▼島根原子力発電所からの距離



### 県・市が行う事前対策の取組み

- 中国電力の原子力防災対策や安全対策が適切に行われているか確認します。
- 島根原子力発電所周辺の安全確保のため、必要に応じて中国電力との安全協定に基づき現地確認を行います。
- 災害発生時に迅速な対応ができるよう、平常時からの放射線の測定体制や各種の防護資機材を整備します。

1

原子力災害  
とは

# 原子力災害って なに？

## 原子力災害の特徴とは？

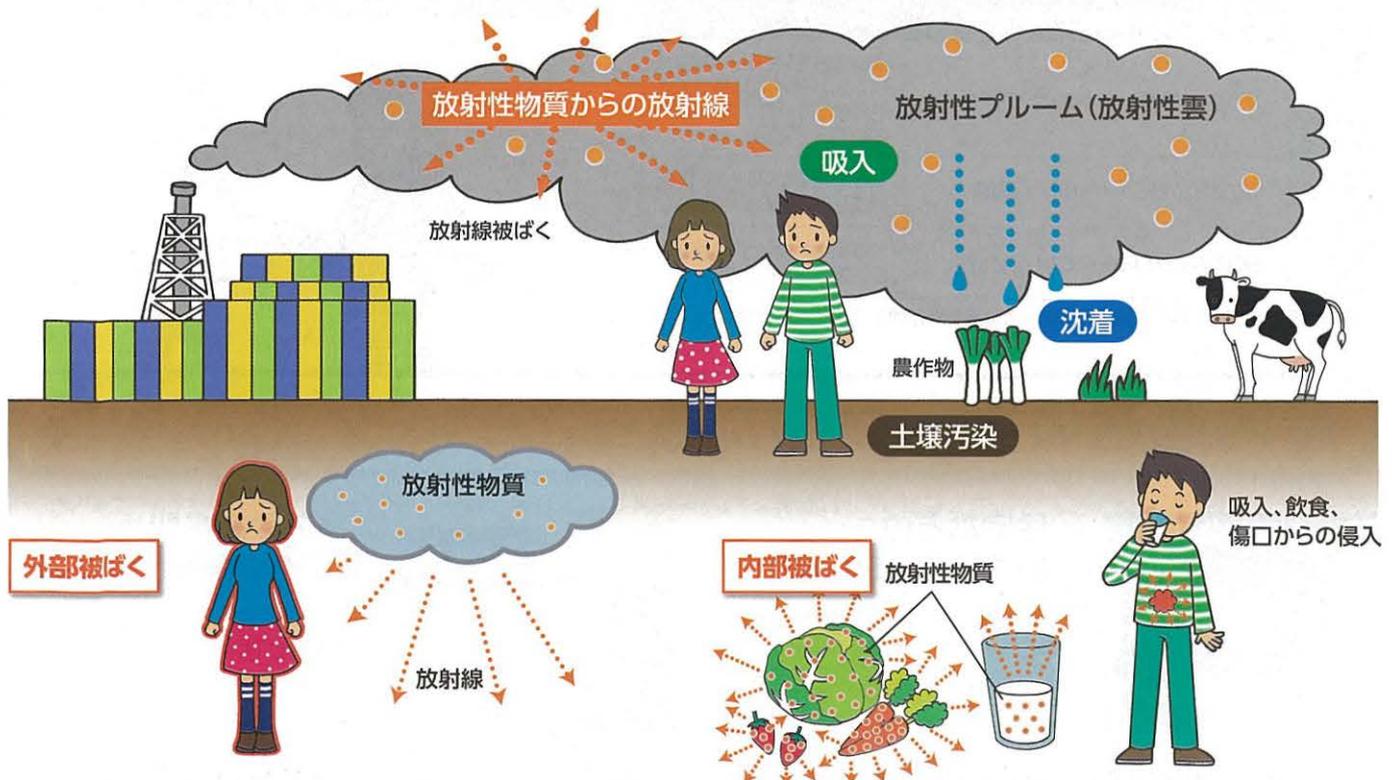
原子力災害は、一般の災害と比較し、主に次のような特徴があります。

- 放射性物質または放射線の存在は、放射線測定器を用いることにより検知することができますが、**目に見えないなど五感で感じることができないため、被ばくを自ら判断できません。**
- 原子力に関する専門的知識が必要**なため、専門的機関の役割や指示、助言等が重要となります。
- テレビやラジオなどからの県や市の情報に基づいて、**屋内退避**や**避難**が必要となります。

## 原子力災害が発生するとどうなるの？

原子力発電所で事故が起きた場合、周辺に放射性物質が放出される恐れがあります。

- 原子力災害発生時のイメージ図 **※放射性物質・放射線は目に見えません**



### 「被ばく」と「汚染」の違い

- 「被ばく」…放射線を受けることをいいます。
- 「汚染」…放射性物質が皮膚や衣類に付着した状態であり、洗ったり拭き取ったりして、放射性物質を落とす作業(除染)を行います。

### 外部被ばくと内部被ばく

- 外部被ばくだけでなく、内部被ばくにも注意が必要です。
- 「外部被ばく」…体の外部から放射線を受けることをいいます。
- 「内部被ばく」…呼吸や食べ物、傷口から体内に入り込んだ放射性物質により、体内の組織や臓器が放射線を受けることをいいます。

2

避難の  
タイミング

# どんな時に屋内退避・避難が必要となるの？

## 指示の区分

原子力発電所で事故が発生した場合には、「①放射性物質が放出されているか」「②原子力発電所の状況がどうなっているか」「③放射線の測定(モニタリング)結果に異常があるか」に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置を判断し、指示します。

### ▼必要な防護措置の判断基準

原子力発電所の状況		区分	対応
放射線物質の放出状況 放出なし	異常事象の発生、またはそのおそれがある時	警戒事態	特別な対応は必要ありませんが、県・市からの情報に注意してください。
	放射線による影響が起きる可能性がある時	施設敷地緊急事態	屋内退避等の準備をお願いします。
	放射線による影響が起きる可能性が高い時	全面緊急事態	屋内退避等を実施してください。
空間放射線量率の測定結果		対応	
放射線物質の放出状況 放出あり	0.5マイクロシーベルト/時間	飲食物を検査する区域を決定します。検査結果に基づき摂取制限を行いますので、指示に従ってください。	
	20マイクロシーベルト/時間	1週間程度内に一時移転(避難)を実施してください。	
	500マイクロシーベルト/時間	数時間内に避難や屋内退避等を実施してください。	

※放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示等を発出する場合があります

### ▼県や市が住民の皆さんへお伝えする主な内容

- 1 島根原子力発電所の状況(今後の見込み)
- 2 放射性物質の放出の有無
- 3 身体・環境等への影響(モニタリング結果)
- 4 住民の方にとっていただく行動(屋内退避・避難準備・避難・安定ヨウ素剤の服用・飲食物の摂取制限等)



## 屋内退避の指示が出たら…



### ①住宅などの 屋内に入りましょう

屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ってください。



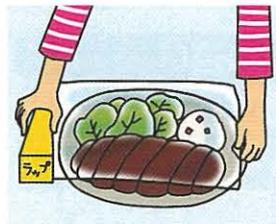
### ②ドアや窓を閉め エアコン等を止めましょう

放射性物質の侵入を防ぐため、ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めましょう。



### ③着替えて、手洗い・ うがい等しましょう

外から帰った人は、体に付いた放射性物質を洗い流しましょう。着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておきましょう。



### ④食品にはラップや フタをしましょう

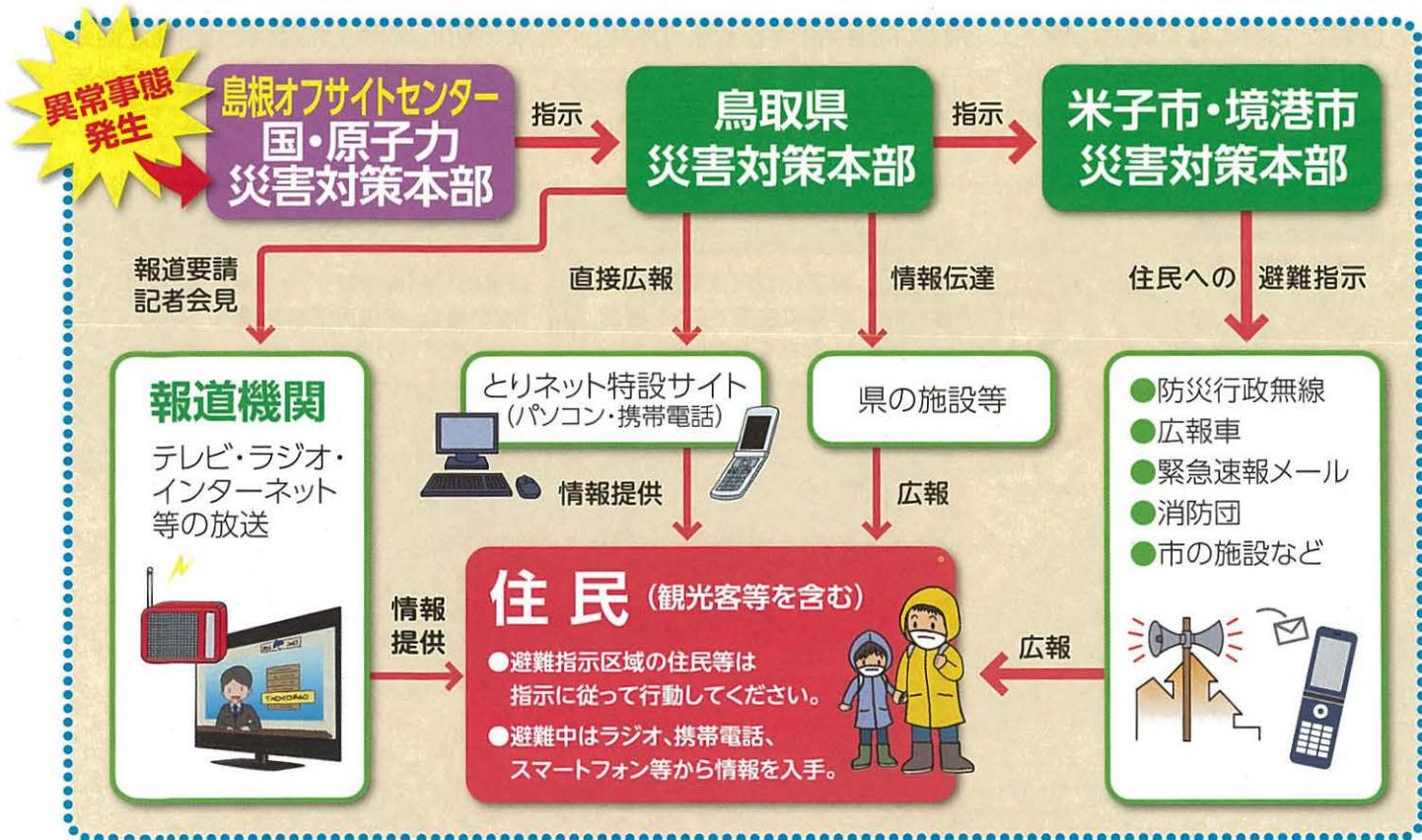
放射性物質による汚染を防ぐため、食品にはフタやラップをし、また、飲料水を確認するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておきましょう。

3

住民への  
伝達方法

# どうやって知らせ くれるの？

## 情報伝達のフローチャート



## 避難が必要となったら…

落ち着いて  
対応しましょう!



### ①正しい情報を 入手しましょう

県・市からテレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車などの手段により避難指示が発令されます。どのように避難するのか、正しい情報を入手しましょう。



### ②ビニールカップ等を 着用しましょう

身体の表面の汚染を防ぐため、フード付きのビニールカップ、ジャンパー等を着用する等の防護対策をとりましょう。



### ③マスクをして 内部被ばくを防ぎましょう

マスクをしたり、水で濡らして固くしぼったハンカチやタオルで口や鼻を覆ったりするなどして、放射性物質の吸い込みを防ぎましょう。



### ④マイカーやバス等で 避難しましょう。

マイカーによる避難のほか、一時集結所に集合し、県が手配するバス等で避難しましょう。また避難の際は、近所に声かけをしましょう。

# 4

## 避難の方法

# 避難する時は どこを通ればいいのか？

### 避難経路の確保

避難が必要となる場合に備えて、県では道路管理者(国、市町村、NEXCO西日本等)や警察と連携し、道路状況の確認及び避難経路の確保を行います。なお、鳥取県内の国道431号については、津波による影響を受けることが想定されており、早期に使用できるか確認し、その結果に基づき対応を決定します。



### 広域的な避難経路図



#### 避難経路①

国道9号・山陰道沿い

#### 避難経路②

米子自動車道沿い

#### 避難経路③

中国自動車道沿い

避難先である、鳥取県東部・中部へは、避難経路①～③に分かれて、避難していただきます。

※その時の放射性物質の放出状況により避難経路が変更される場合があります。

5

避難の  
方法

# どうやって 避難すればいいの？

## 段階的避難の実施

県や市の避難指示等に基づき避難を行ってください。鳥取県広域住民避難計画では、渋滞を避けるため、島根原子力発電所からの距離が、20km圏内区域、20～25km圏内区域、25～30km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い区域から段階的に避難を行うよう計画しています。



避難の  
ポイント

### 乳幼児・妊産婦等は、優先的に避難を

乳幼児、妊産婦、障がい者、傷病者、入院患者等については、早期に避難準備を行い、優先避難を行います。避難の実施にあたっては、避難中に健康状態を悪化させないように十分配慮します。

学校等施設において、児童・生徒等の在校時に避難指示が出された場合は、教職員引率のもと迅速かつ安全に児童・生徒等を避難させます。



6

スクリーニング

# 汚染の可能性がある場合、スクリーニングを行います

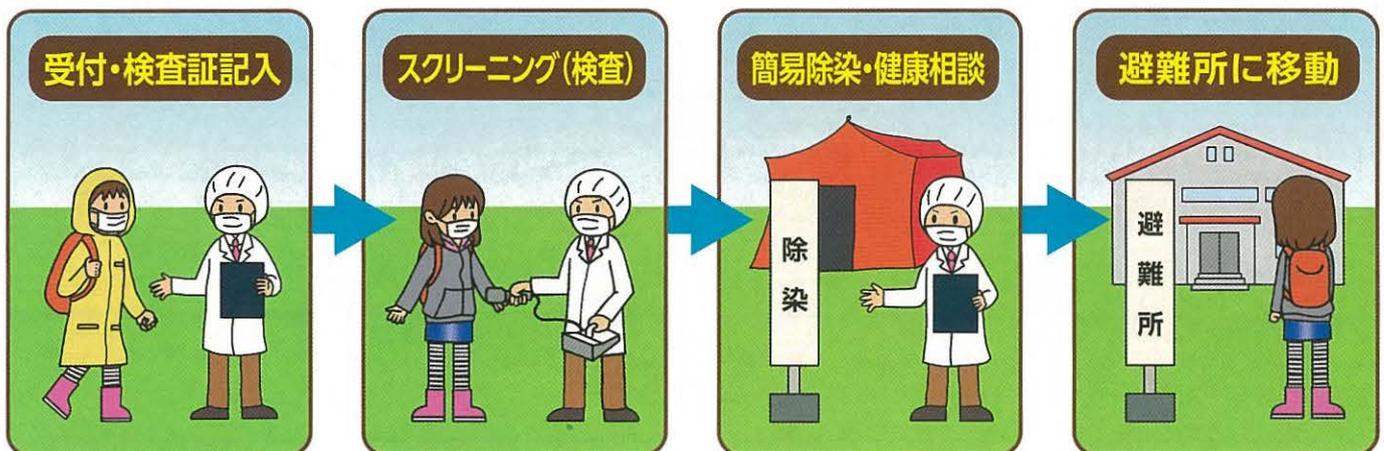
## スクリーニング(検査)とは

身体の表面(衣類や皮膚等)に放射性物質が付着していないかどうかを放射線測定器を使って確認します。放射線測定器の測定面を身体から1cm程度離して、ゆっくりと動かしながら全身を測定します。



## スクリーニング会場に到着したら

身体の表面の放射性物質の汚染度合いを確認し、必要に応じて放射性物質を取り除く除染を行います。



## 除染とは

除染とは、身体の表面(衣類や皮膚等)に付着した放射性物質を取り除くことです。簡易除染では、基準以上の放射性物質が測定されたところを中心に、上着を脱いだり、洗ったり、拭き取ったりして放射性物質を取り除きます。なお、汚染の度合いが高くスクリーニング会場で対応が困難な場合は、医療機関へ搬送します。



# 7

災害時の  
被ばく医療

# 緊急時の医療体制を 確保しています

## 災害発生時の被ばく医療

傷病者に対して、応急処置や治療、放射性物質の汚染状況の検査等を行います。

### 被ばく医療機関

#### 初期被ばく医療機関

- 一般の救急処置(外傷等に対する治療)
- 簡易除染(洗浄や拭き取り)

西部：済生会境港総合病院、博愛病院、山陰労災病院、米子医療センター、西伯病院、日野病院、日南病院

中部：鳥取県立厚生病院、野島病院、清水病院

東部：鳥取赤十字病院、鳥取市立病院、岩美病院、智頭病院

#### 二次被ばく医療機関

- 全身シャワー、頭髪の洗浄
- 高線量被ばく患者への対応

鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院

#### 三次被ばく医療機関

- 二次被ばく医療機関で対応できない、放射線障害に対する高度・専門的な入院治療

放射線総合医学研究所(千葉市)、広島大学(広島市)



## 安定ヨウ素剤について

原子力災害時には、「放射性ヨウ素」という物質の放出が予想されます。ヨウ素は、のどの甲状腺に集まる性質があり、放射性ヨウ素を体内に取り込むと、甲状腺がんなどを発生させる可能性があります。

原子力発電所の事故の状況によっては、安定ヨウ素剤の服用を指示します。安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを阻止します(安定ヨウ素剤の服用は、外部被ばくや放射性ヨウ素以外の放射性物質による内部被ばくに対しては、効果がありません)。

鳥取県では、安定ヨウ素剤を一時集結所、小・中学校、高校、高等専門学校、調剤拠点薬局等に備蓄しており、必要に応じて配布します。

また乳幼児は、薬剤師等が粉末剤より調剤した液状の安定ヨウ素剤を服用します。



# 8

## 放射線の測定体制

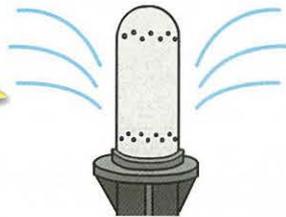
# 環境放射線の測定体制とは？

## 鳥取県の環境放射線測定体制

鳥取県では、平常時から環境放射線の測定を行っています。測定結果はホームページ等で公開しています。

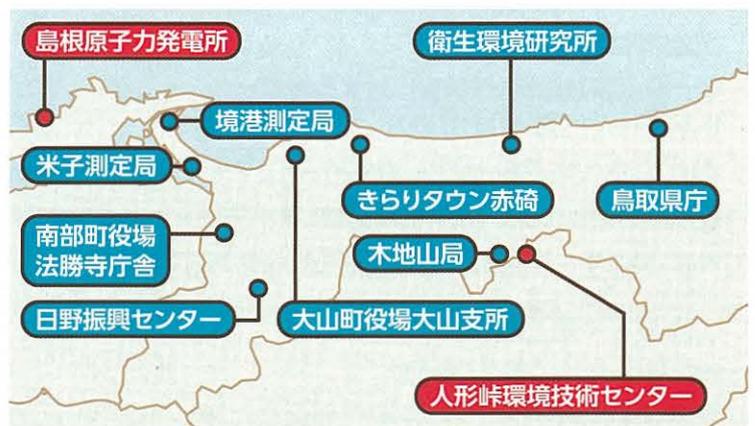
### モニタリングポストによる連続測定

平常時から空気中の放射線を県内9箇所24時間体制で監視しています。



放射線を定期的に、または連続的に監視測定することをモニタリングといい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストといいます。

### ▼モニタリングポストの設置場所



### 農水産物のモニタリング

米や野菜(白ネギ類、大根)、樹葉・魚介類等の測定をしています。



### 土壌のモニタリング

公園等の一般環境の土壌の測定をしています。



### 水道水のモニタリング

水道水(原水や蛇口水)の測定をしています。



### 降下物、大気浮遊じんのモニタリング

雨や大気中のちりやほこりを測定しています。



詳しい測定内容はホームページで

#### ●鳥取県環境放射線モニタリングシステム

<http://monitoring.pref.tottori.lg.jp/pg/map/index.php>

#### ●原子力規制委員会(放射線モニタリング情報)

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>



# 9

## 普段からの知識

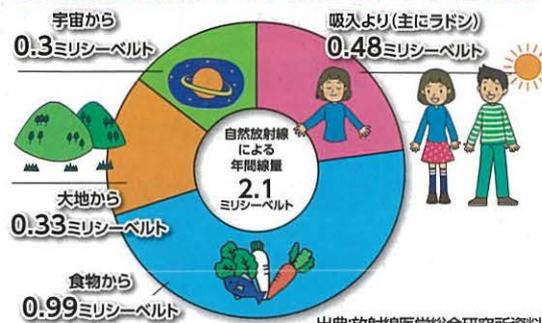
# 普段から知っておくべきことは？

## 日常生活における放射線

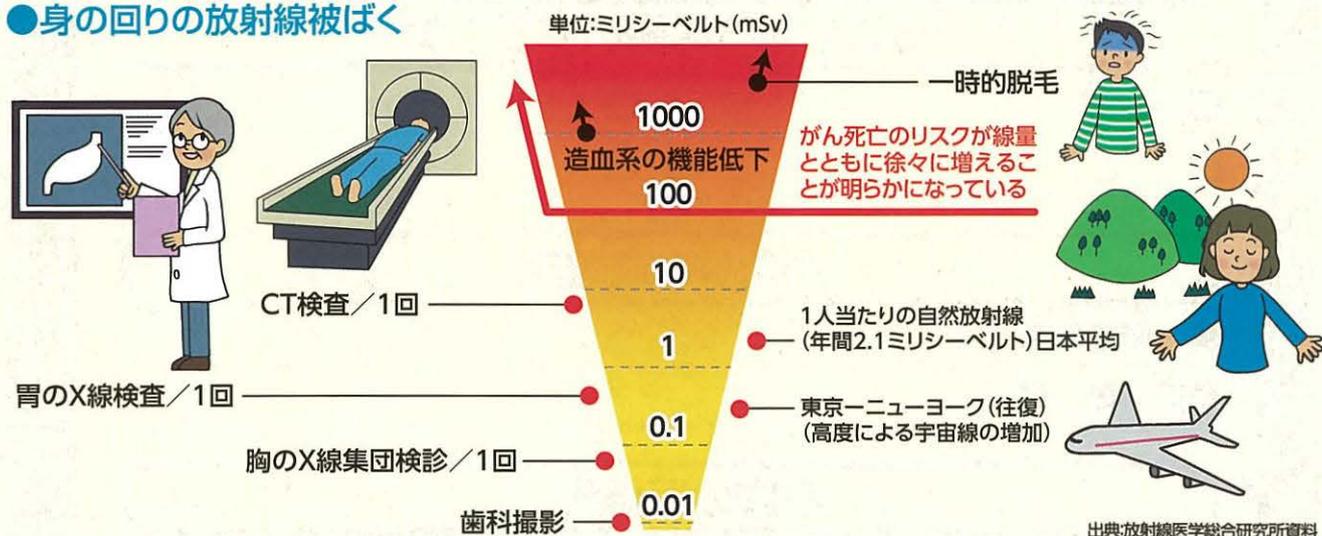
私たちは、日常生活の中で自然界からの放射線を受けて生活をしています。例えば、大地からはウランやラジウムなどが放射線を放出しており、空からは宇宙線が降り注いでいます。また、空気中や食物中にも放射線は含まれており、これらを「**自然放射線**」と呼んでいます。

自然放射線とは別に、病気の診断や治療等の医療（X線検診など）でも放射線を受けており、これらを「**人工放射線**」と呼んでいます。

### ●自然放射線の年間線量(1人当たり)



### ●身の回りの放射線被ばく



## 原子力防災に関する情報は…

鳥取県の原子力防災のホームページでは、原子力防災に関する情報や緊急情報を提供しています。

### ●鳥取県の原子力防災の取組み

- ・鳥取県原子力防災専門家会議
- ・原子力防災講演会
- ・原子力防災現地研修会(見学会)
- ・鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)
- ・鳥取県広域住民避難計画
- ・原子力防災訓練

### ●空間放射線の測定(モニタリング)結果

### ●島根原子力発電所に関する情報

### ●人形峠環境技術センターに関する情報

トラブル発生等の緊急時には、原子力施設の状況や本県の対応状況、県民へのメッセージ等の緊急情報を掲載しますので正しい情報を基に行動をお願いします。

HPアドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/32511.htm>

日頃から  
用意して  
おこう!

# 実際に「備え」であるか、 チェックしよう!

用意ができたなら☑してみよう!



- |  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 家族3日分の食料・飲料水            |  | <input type="checkbox"/> 長そで、長スポン          |  |
| <input type="checkbox"/> ラジオ兼ライト(予備の電池)          |  | <input type="checkbox"/> 救急薬品・常備薬・処方箋      |  |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話及び充電器               |  | <input type="checkbox"/> 預金通帳・印鑑・現金        |  |
| <input type="checkbox"/> フード付きのビニールカップ           |  | <input type="checkbox"/> 健康保険証・運転免許証・権利証書  |  |
| <input type="checkbox"/> 作業用手袋・防塵マスク             |  | <input type="checkbox"/> 衛生用品(歯磨き用具等)・生理用品 |  |
| <input type="checkbox"/> タオル・下着類                 |  | <input type="checkbox"/> ティッシュ・ウェットティッシュ   |  |
| <input type="checkbox"/> その他必需品(例:乳幼児のミルク、オムツなど) |  |  |  |

## 他にもあれば書いておこう!

- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

## わたしの避難先

- 一時集結所:
- 避難先:

## 家族の連絡先

氏名	生年月日	氏名	生年月日
勤務先(学校等)	電話番号	勤務先(学校等)	電話番号
氏名	生年月日	氏名	生年月日
勤務先(学校等)	電話番号	勤務先(学校等)	電話番号



発行／編集

鳥取県 危機管理局 原子力安全対策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271 TEL:0857-26-7974 FAX:0857-26-8805  
e-mail genshiryoku-anken@pref.tottori.jp



鳥取県の原子力防災の  
ホームページはこちら